

山陽小野田市 ゆれやすさマップ

～もしも菊川断層でマグニチュード7の地震が起こったら～

あなたのお家は
大丈夫？



山陽小野田市 〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

大切な命を守るために

ゆれやすさマップは、山陽小野田市に大きな影響を及ぼすといわれる菊川断層で、マグニチュード7の地震が起きたとき、山陽小野田市内がどの程度揺れるかを表したものです。

マップで、自分が住んでいる地域の揺れを確認しましょう。その揺れにあなたの家は耐えられるでしょうか？

地震による人的被害の多くは、壊れた建物の下敷きになったことが原因と言われています。

耐震診断で家の強度を確認し、必要に応じて耐震改修を行いましょう。あなたやご家族の大切な命を守ることに繋がります。



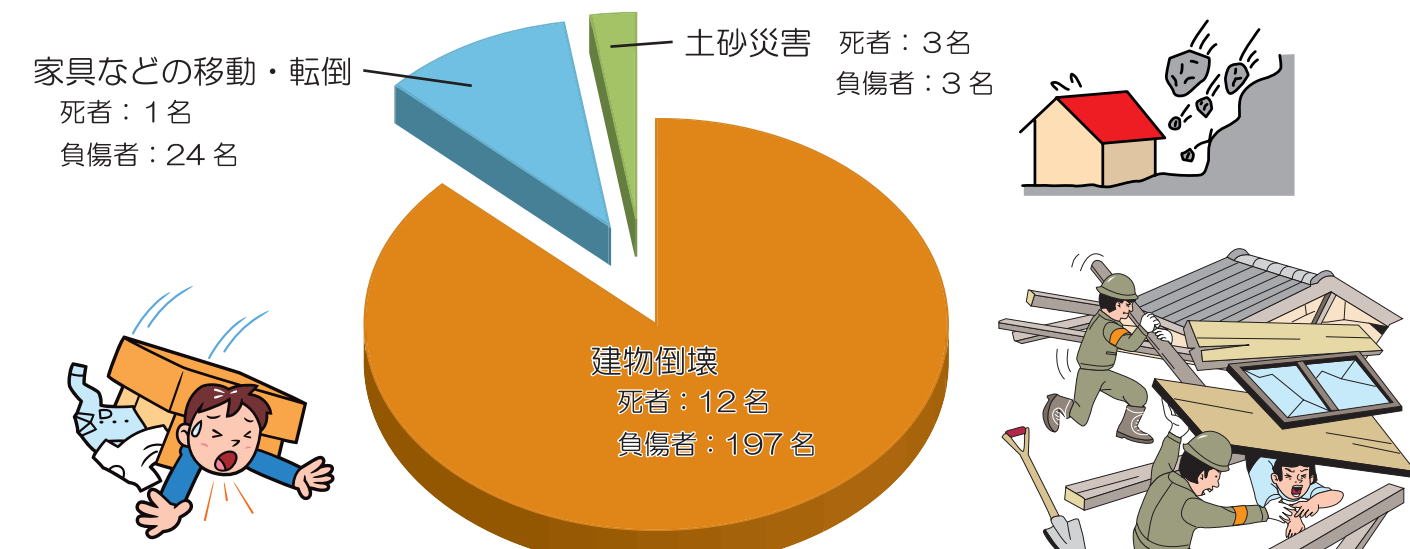
震源断層位置図

もしも菊川断層でマグニチュード7の地震が起こったら

菊川断層で地震が発生した場合、山陽小野田市では、建物倒壊により12名の方が亡くなり、197名の方が負傷されると想定されています。また、家具などの移動・転倒によっても1名の方が亡くなり、24名の方が負傷されると想定されています。

被害を最小限にするために、**住宅の耐震化**と**家具の転倒防止**が重要になります。

《 菊川断層の地震による山陽小野田市の死者・負傷者数の想定 》



※「山口県地震被害想定調査報告書 平成20年3月」のデータを元に作成
※ 冬の早朝5時、風速3m/s及び1.5m/sの場合
※ 火災、津波、その他（ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする人的被害合計）は、死者、負傷者ともに無し

パンフレットに関するお問い合わせ：山陽小野田市建築住宅課建築係（電話：0836-82-1167）

2010.9

あなたのお家は大丈夫？

阪神・淡路大震災で亡くなられた方の8割以上は、建物の倒壊による圧死が原因であると言われています。倒壊した住宅の多くは昭和56年6月の建築基準法の改正前に建てられた住宅でした。建築基準法の改正前に建てられた住宅は、大きな地震に耐える強度が備わっていない場合があります。

耐震診断を受けて、家の安全を確認しましょう。耐震診断の結果、十分な強度が備わっていない場合は、専門家に相談の上、適切な耐震改修を行いましょう。

山陽小野田市では、耐震診断・耐震改修に要する費用の一部を補助します。（補助対象要件があります）



まずは、ご相談下さい！

お問合せ⇒山陽小野田市建築住宅課建築係
電話：0836-82-1167

耐震化の流れ



耐震化の完了

次のような建物は耐震診断を受けましょう

- 比較的古い建物
 - ・昭和56(1981)年6月の建築基準法改正前に建てられた建物
 - ・老朽化が著しい建物
- バランスが悪い建物
 - ・1階がピロティ*の建物
 - ・大きな吹き抜けのある建物
 - ・壁や窓の配置がかたよっている建物
- 多数の人が利用する建物
 - ・階数が3階以上で、延べ面積1,000㎡以上の建物

※ピロティ：柱だけで構成されている壁の無い階を持った建物の形式。



誰でもできるわが家の耐震診断 - 木造住宅の耐震診断 -



「誰でもできるわが家の耐震診断」で、まずは、ご自分が住んでいる住宅を診断してみたいでしょうか。

「誰でもできるわが家の耐震診断」は、問診表に答える形で、(財)日本建築防災協会のホームページに掲載されています。

ホームページアドレス
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagaya.html>

耐震診断問診表の項目

1	建てたのはいつ頃ですか？
2	いまままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？
3	増築について
4	傷み具合や補修・改修について
5	建物の平面はどのような形ですか？
6	大きな吹き抜けがありますか？
7	1階と2階の壁面が一致しますか？
8	壁の配置はバランスがとれていますか？
9	屋根葺材と壁の多さは？
10	どのような基礎ですか？

家の内外の安全確保 - 家具の転倒防止など -

